

**公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）及び
公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開**

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（％）	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
各公共職業安定所 レイアウト変更に伴う電源工事	支出負担行為担当官 中嶋 未生 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アックス・タワー16階	令和8年8月24日	株式会社オーク情報システム 東京都品川区東品川 2-2-20	一般競争入札（最低価格落札方式）	10,969,497	10,516,000	0.96				1者
以下余白											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

**公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）及び
公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開**

物品役務等の名称及び 数 量	契約担当官等 の氏名並びに その所属する 部局の名称及 び 所 在 地	契 約 を 締 結 し た 日	契約の相手方の商号又 は 名 称 及 び 住 所	一 般 競 争 入 札 ・ 指 名 競 争 入 札 の 別 （ 総 合 評 価 の 実 施 ）	予定価格 （円）	契約金額 （円）	落札率 （％）	公益法人の場合			備 考
								公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応 募者数	
大宮公共職業安定所（ハローワーク プラザ大宮）で使用する窓口案内シ ステムの購入及び廃棄	支出負担行為担当官 中嶋 未生 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクセス・タワー16階	令和8年8月18日	株式会社NO.1 東京都千代田区内幸町1-5-2	一般競争入札（最 低価格落札方式）	3,805,610	1,826,000	47.98				1者
浦和公共職業安定所（他2か所）の レイアウト変更に伴う移設及び不足 部分等の購入	支出負担行為担当官 中嶋 未生 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクセス・タワー16階	令和8年8月18日	株式会社オーク情報システム 東京都品川区東品川2-2-20	一般競争入札（最 低価格落札方式）	17,969,123	17,710,000	98.55				3者
所沢公共職業安定所（他3施設）の レイアウト変更に伴う移設及び不足 部材等の購入	支出負担行為担当官 中嶋 未生 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクセス・タワー16階	令和8年8月26日	株式会社オーク情報システム 東京都品川区東品川2-2-20	一般競争入札（最 低価格落札方式）	17,609,225	17,490,000	99.32				3者
「保育・介護 Work Fes 埼玉2026」 の会場設営業務委託	支出負担行為担当官 中嶋 未生 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクセス・タワー17階	令和8年8月26日	株式会社ダイヨー 東京都練馬区桜台3丁目10番5号	一般競争入札（最 低価格落札方式）	2,022,969	1,537,580	76.00				3者
行田公共職業安定所（他3施設）の レイアウト変更に伴う移設及び不足 部材等の購入	支出負担行為担当官 中嶋 未生 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクセス・タワー16階	令和8年8月28日	株式会社オーク情報システム 東京都品川区東品川2-2-20	一般競争入札（最 低価格落札方式）	17,728,941	17,600,000	99.27				3者
川口公共職業安定所（他2所）のレ イアウト変更に伴う移設及び不足部 材等の購入	支出負担行為担当官 中嶋 未生 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクセス・タワー16階	令和8年8月31日	株式会社オーク情報システム 東京都品川区東品川2-2-20	一般競争入札（最 低価格落札方式）	16,879,357	16,500,000	97.75				2者
以下余白											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。